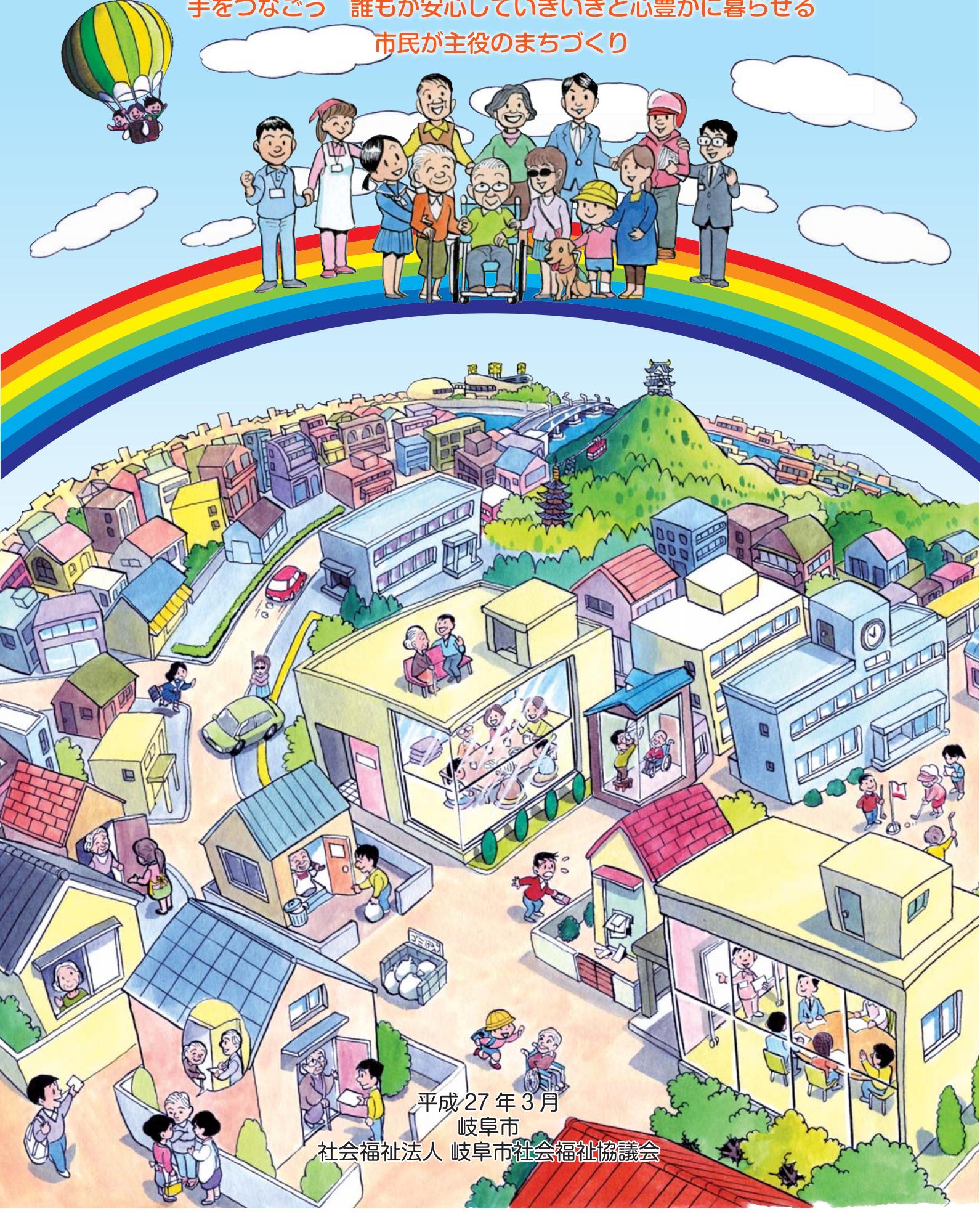


岐阜市地域福祉推進計画

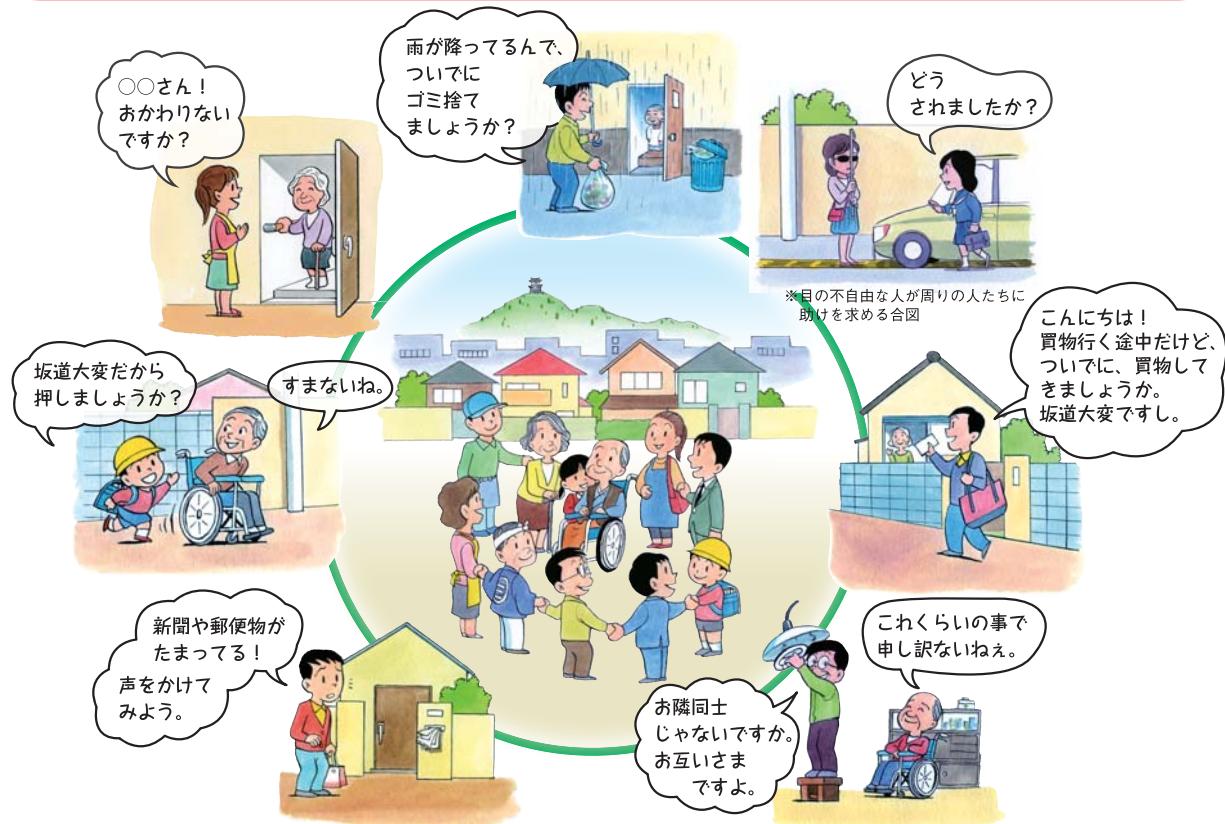
手をつなごう 誰もが安心していきいきと心豊かに暮らせる
市民が主役のまちづくり



平成27年3月
岐阜市
社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会

この計画により、実現させたいこと

高齢者や、障がい者など、支援を必要とする人が、孤立してしまうことがないよう、市民がお互いに、見守り、助け合えること



強化されることが望ましい地域の支え合い機能

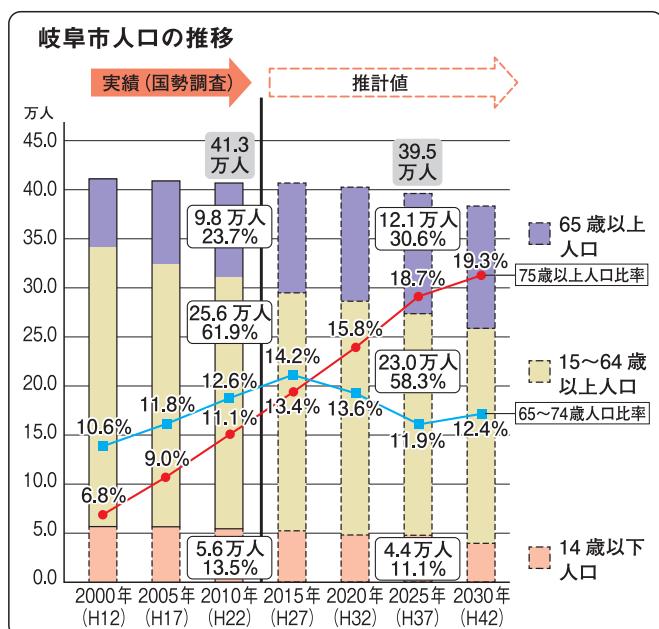
「仲間づくり」機能	「課題発見」機能	「見守り」機能	「助け合い」機能
<p>互いに知り合い交流し、仲間意識を醸成していく機能</p> <p>・サロン活動など</p>	<p>地域の福祉課題に気づき、住民間で共有し、解決へ向けた行動を誘発していく機能</p> <p>・支え合いマップづくりなど</p>	<p>お互いに关心を持ち合い、異変に気づくことができる機能</p> <p>・福祉委員制度などの見守り活動</p>	<p>「お互いさま」の気持ちで手助けしたり、手を貸してほしいと頼まれたときや、困難を抱える人の存在に気付いたときに緊急的な対応をする機能</p> <p>・高齢者等のちょっとした困りごとに対する助け合い活動</p>

この計画に定めること、計画の期間、位置づけ

- 計画事項 市と市社協の地域福祉推進のための取組み
- 計画の位置づけ 市…………第3期地域福祉計画
市社協…第3次地域福祉活動計画
- 計画期間 平成27～31年度の5年間

計画策定の背景

○岐阜市人口の推移について



予測 (2025年頃)

高齢化

- ・3人に1人が高齢者
- ・見守りや手助けが必要な割合が高くなる年齢層(75才以上)の人口比率が高くなる。

少子化

- ・出産期の年齢層の人口が減少するため、子ども数はさらに少なくなる。

○世帯について

岐阜市の平均世帯人員

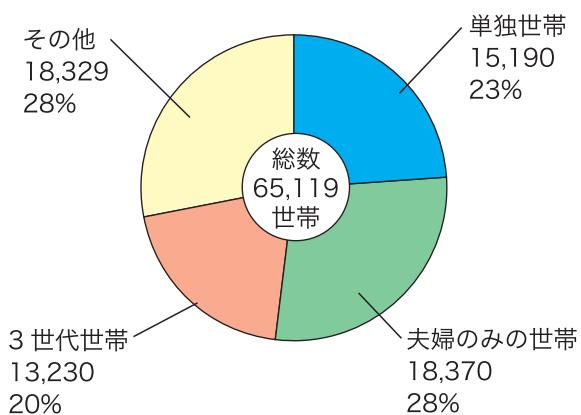
	1995年(H7)	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)
世帯数 (万世帯)	14.4	15.0	15.3	16.1
世帯あたりの人員(人)	2.9	2.7	2.6	2.5

現況 (2010年国勢調査より)

小世帯化

- ・ひとり暮らしや小規模な世帯が増えている。
- ・高齢者がいる世帯の半数以上は、単独または夫婦のみ世帯

岐阜市の高齢者(65才以上)がいる世帯の構成



(平成22年 国勢調査)

この計画の基本的な考え方

基本理念、基本目標、重点施策

基本理念

手をつなごう 誰もが安心していきいきと
心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり

基本目標 1 市民相互の支え合い(共助)の促進

- (1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進
- (2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進

基本目標 2 公的な相談支援(公助)と共助との協働の推進

- (1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり
- (2) 協働による地域生活支援の充実

重 点 施 策

1 支え合い活動の基礎となる情報基盤整備

- 近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり
- 地域福祉活動の円滑化

2 支え合い活動を担う人材の養成

- 地域活動の自立性を高めるための人材養成講座

3 支え合い活動を担う団体への支援

- 見守り・助け合い活動に取り組む団体支援
- 地域ごとの〇〇地区地域福祉活動計画づくり

4 ボランティア・NPO支援機能の充実

- 生活支援ニーズとボランティア・NPOとのマッチング等中間支援機能の強化
- 長寿社会を見据えた高齢者同士の支え合い活動の場の拡大

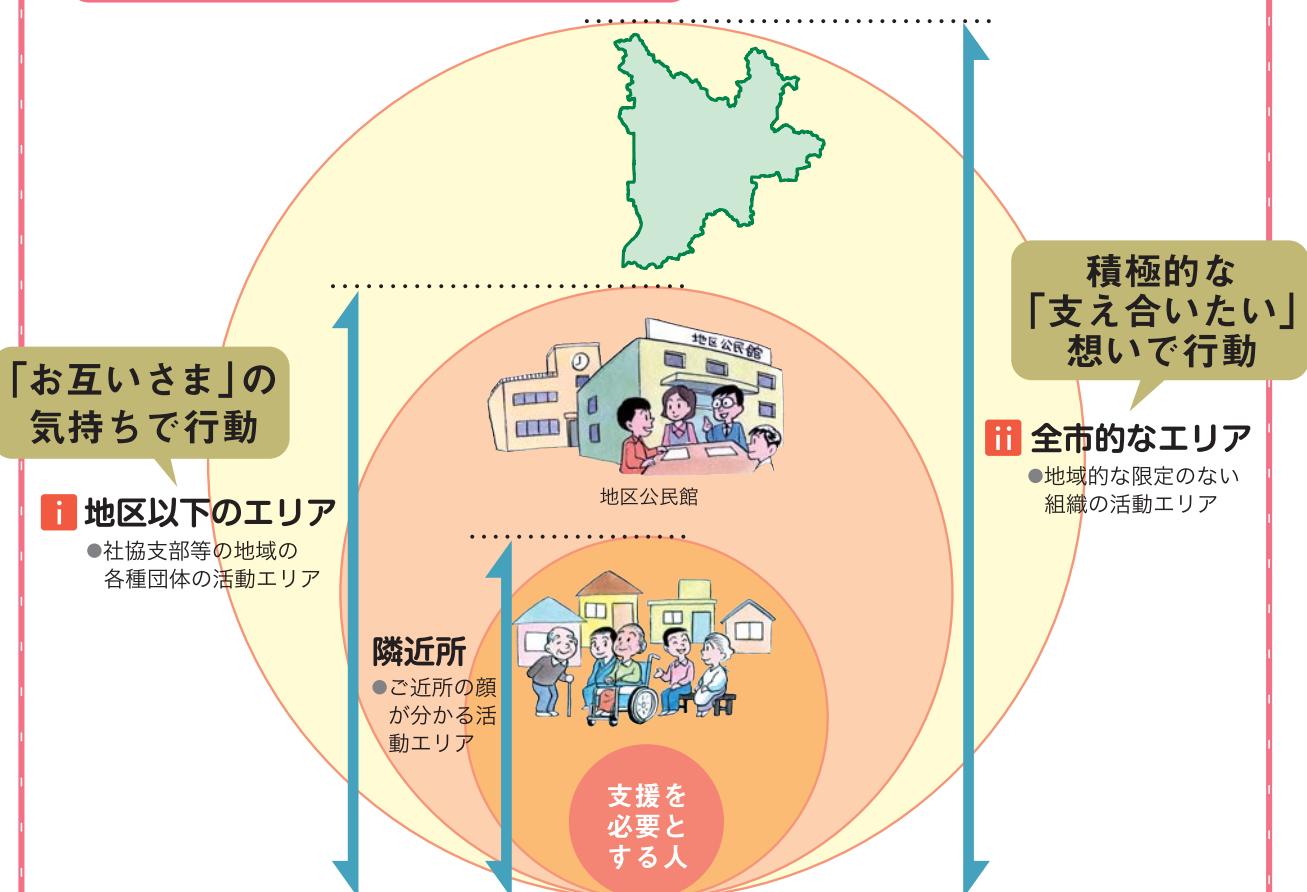
5 公的な相談支援と地域福祉活動の協働

- 「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」を活用した地域福祉活動のコーディネート機能の充実

市・市社協の役割分担

基本目標	市	市社協
1 市民相互の支え合い(共助)の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進 (2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進 	市社協が中核的な役割を果たすことを前提として、活動の基盤となる制度・しくみづくりを推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各地域の社協支部が身近な地域の支え合い活動の実践・推進母体として十分な役割を果たせるよう支援 (2) ボランティアセンターを核として、市民の自発活動を支援
2 公的な相談支援(公助)と共助との協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり (2) 協働による地域生活支援の充実 	共助活動と協働することにより相談支援の充実が図れる体制の整備	共助活動の充実及び市との連携調整

地域福祉活動実施主体ごとの活動エリア



i 地区 (地域の各種団体の活動エリア)

- ・社協支部、自治会、老人クラブ、青少年育成市民会議等の各種団体
- ・民生委員等の公的な相談員の組織

隣近所 (ご近所の顔が分かる活動エリア)

- ・市民一人ひとり
(単位自治会やそれを構成する班、向こう三軒両隣等の「ご近所」)

ii 全市 (地域的な限定のない組織の活動エリア)

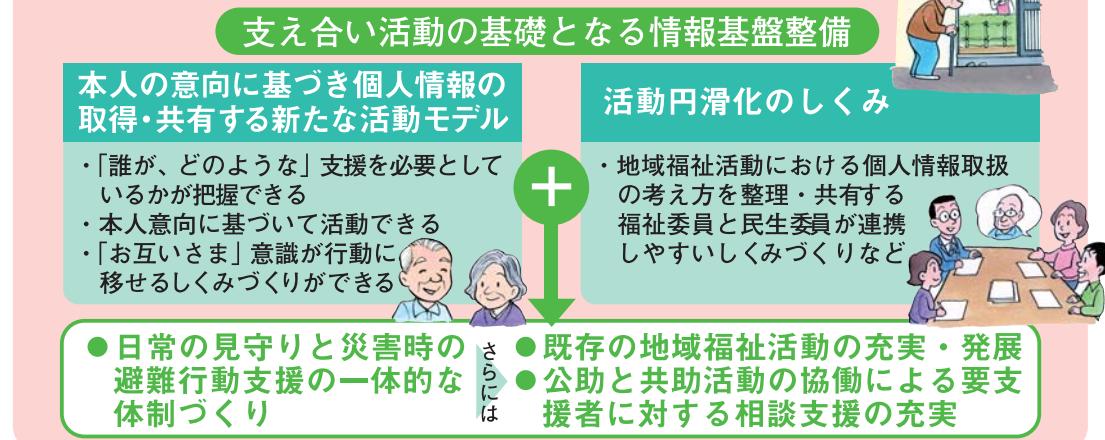
- ・ボランティア・NPO等
- ・福祉サービス提供事業者
- ・企業等の民間組織

重点施策の内容

1 支え合い活動の基礎となる情報基盤整備

- 近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり
 - ・支え合い活動の原点となる「誰が、どのような」見守りや手助けを必要としているか等に関する個人情報を、地域住民が本人の意向に基づいて取得・共有する「地域における情報基盤整備」を図る施策を本計画において新たに実施します。
 - ・特に、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人等を対象とする「近隣住民による日常の見守り活動」と「災害時の避難行動支援体制づくり」が一体的に推進できるよう、活動の手引きや様式等をモデルとして提示し、普及啓発を図ります。

◆情報基盤整備として実施する施策のイメージ



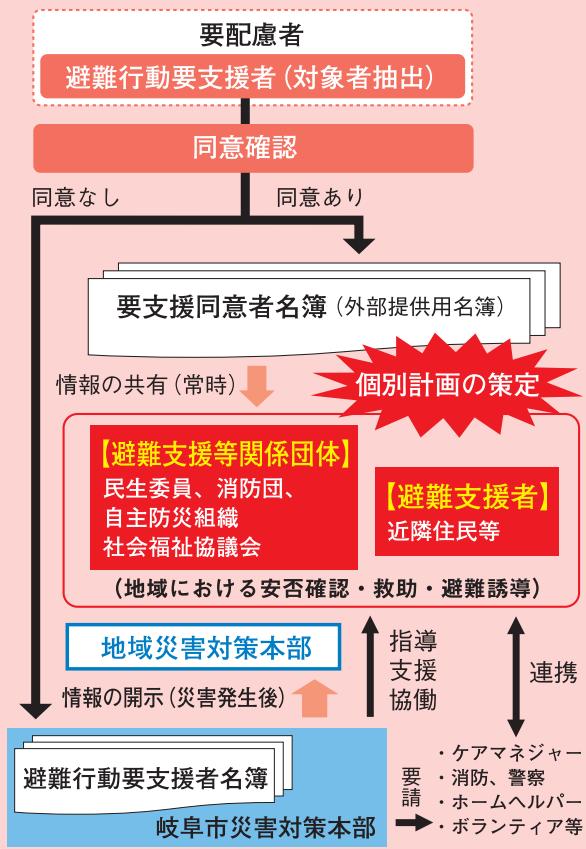
◆ 様式イメージ図

○○さんの
日常・災害時あんしん
個別支援台帳

誰が
(見守る人)

どのように
(日常の見守り・災害時の避難支援の方法)

◆ 避難行動要支援者への支援体制フロー



● 地域福祉活動の円滑化

- 前ページの「近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり」が円滑に進められるよう、地域福祉活動を実践する上での障壁となっている個人情報の取扱いや福祉委員と民生委員との連携に関する課題（以下の「課題その1」、「課題その2」）に対応する施策を本計画において新たに実施します。

- (課題その1) 地域福祉活動における個人情報の取扱いに関する考え方を整理し地域福祉活動関係者の共通認識としていくこと
→(解決策) 地域福祉活動における個人情報取扱に関するガイドラインの作成等

◆ ガイドライン主要項目のイメージ

- 地域福祉活動における個人情報取扱ガイドライン**
- 基本的な概念の整理
(法的な義務について、プライバシーについてなど)
 - 個人情報取扱のポイント
(取得、利用、管理、提供など)
 - 民生委員や福祉事業者等との連携について
 - 参考様式
(○○支部個人情報取扱規約、支え合いマップづくり活動における申し合わせ、見守り対象者管理カードなど)
 - Q&A
(事例集)



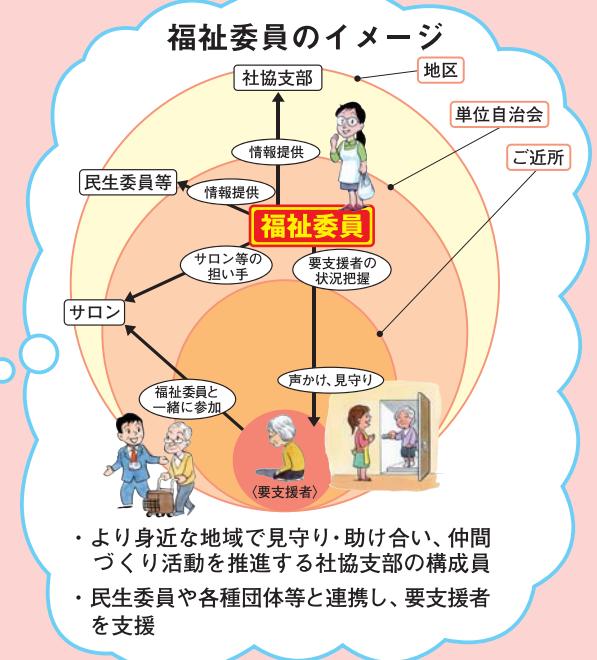
- (課題その2) 福祉委員と民生委員等「公的な相談支援関係者」との連携協力を円滑化していくこと

→(解決策) ○○支部福祉委員制度「役割リーフレットモデル」「選任プロセスモデル」等の提示・普及啓発

◆ 支部福祉委員制度「役割リーフレット」イメージ

○○支部福祉委員役割リーフレット

- 福祉委員の役割について
- 福祉委員の選任について
- 私たちの地域での福祉委員の呼称について
- 民生委員及び自治会、自主防災組織への協力について
- など



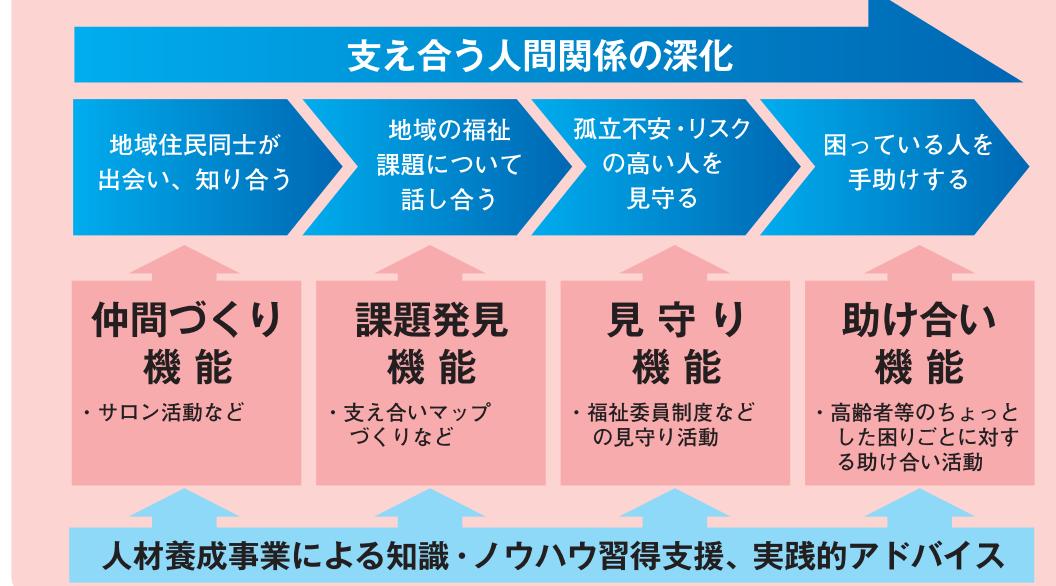
② 支え合い活動を担う人材の養成

● 地域活動の自立性を高めるための人材養成講座 (支え合い活動実践者養成事業)

- より多くの市民が「支え合う地域社会を築いていきたい」という想いを行動に移していくけるよう、人材養成面から、市と市社協が一体となり支援する施策の充実を図ります。
- 市民が、自らの地域の支え合い機能（☞1ページ参照）を高めるため、何にどう取り組めばよいか等を理解することができる研修講座を開講するとともに、講座修了後も、市社協地域福祉コーディネーター等が受講者の活動の実践を支援します。



◆ 人材養成により地域の支えあい機能を強化していくイメージ



③ 支え合い活動を担う団体への支援

● 見守り・助け合い活動に取り組む団体支援 (地域福祉見守り・助け合い体制づくり支援事業)

- より多くの地区において、近隣住民間で「誰が、誰を」「どのように」見守るのかを決めた上で実践する「見守り活動」や本市における先駆的・モデル的な「助け合い活動」が創出されるよう、市と市社協が協調した補助事業を実施します。

〈見守り活動〉

地域ごとに策定される地域福祉活動に基づいて実施する日常の見守りと災害時の避難行動支援を一体的に行う住民相互の見守り活動への支援。

〈助け合い活動〉

地域団体やNPO等が実施する高齢者や障がい者などの支援を必要とする人に対する助け合い活動（ゴミ出し、買い物代行、庭の清掃などの生活支援サービス）の立ち上げ等への支援。



● 地域ごとの〇〇地区地域福祉活動計画づくり

- 地域の中長期的な課題や目標等を住民間、各種団体間で共有することにより、地域福祉活動が段階的・継続的に推進できるよう地域ごとの計画づくりを支援します。

◆ 計画事項のイメージ

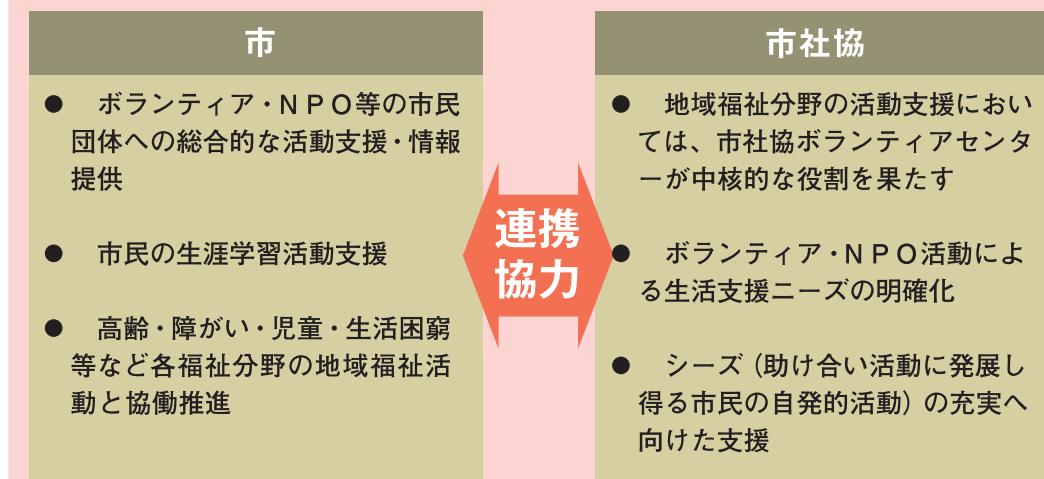
章	項目	内 容
第1章	はじめに	<ul style="list-style-type: none">● 計画の目的● 地域での計画の位置づけ
第2章	地区の現状と課題	<ul style="list-style-type: none">● 計画づくりが必要となる背景● 地域の現状と課題 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・データ（人口、世帯数、高齢化率など）・活動の状況（支部、支部以外） <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none">・強化すべき地域の支え合い機能とそのための方策
第3章	計画体系	<ul style="list-style-type: none">● ビジョン● 基本目標● 実施主体、実施項目
第4章	計画の推進	<ul style="list-style-type: none">● 計画周知● 計画を推進するための体制● 進行管理（点検・評価）

4 ボランティア・NPO支援機能の充実

●生活支援ニーズとボランティア・NPOとのマッチング等中間支援機能の強化

- 市と市社協がお互いに役割分担しながら連携協力し、市民の社会貢献活動を支援することにより、多様化・増大化する支援を必要とする人の生活支援ニーズに応える市民相互の支え合いの場の創出・拡大する政策の充実を図ります。

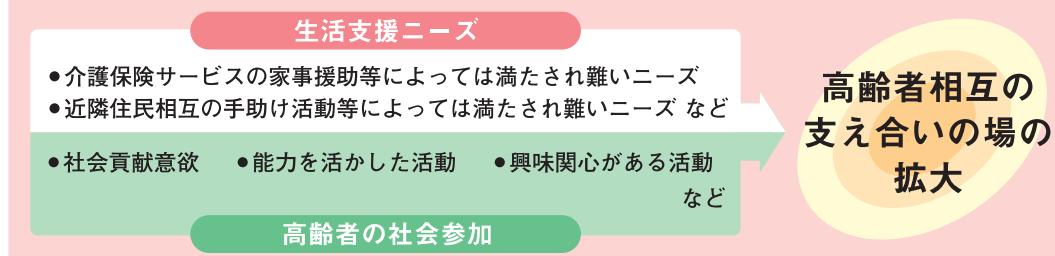
◆市・市社協の連携協力のイメージ



●長寿社会を見据えた高齢者同士の支え合い活動の場の拡大

- 高齢者等の「ちょっとした困りごと」を解消するための有償ボランティア派遣事業などに取組む市民団体のさらなる創出を図ります。

◆高齢者相互の支え合いの場の拡大イメージ

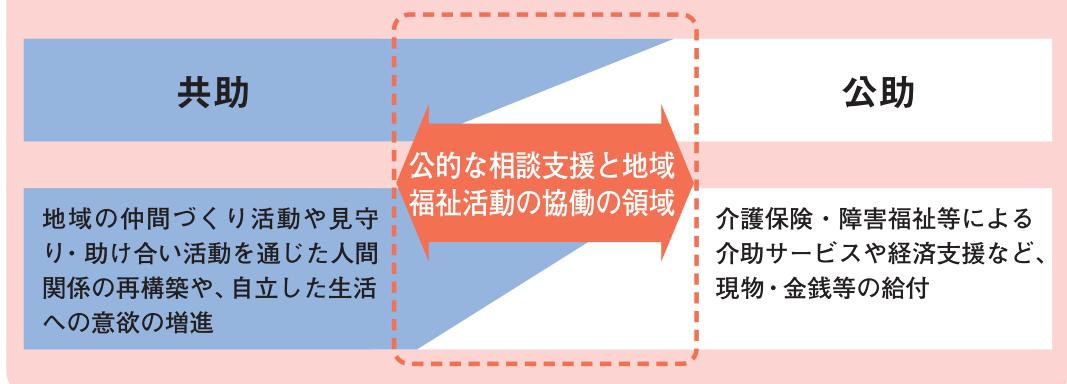


⑤ 公的な相談支援と地域福祉活動の協働

●「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」を活用した地域福祉活動のコーディネート機能の充実

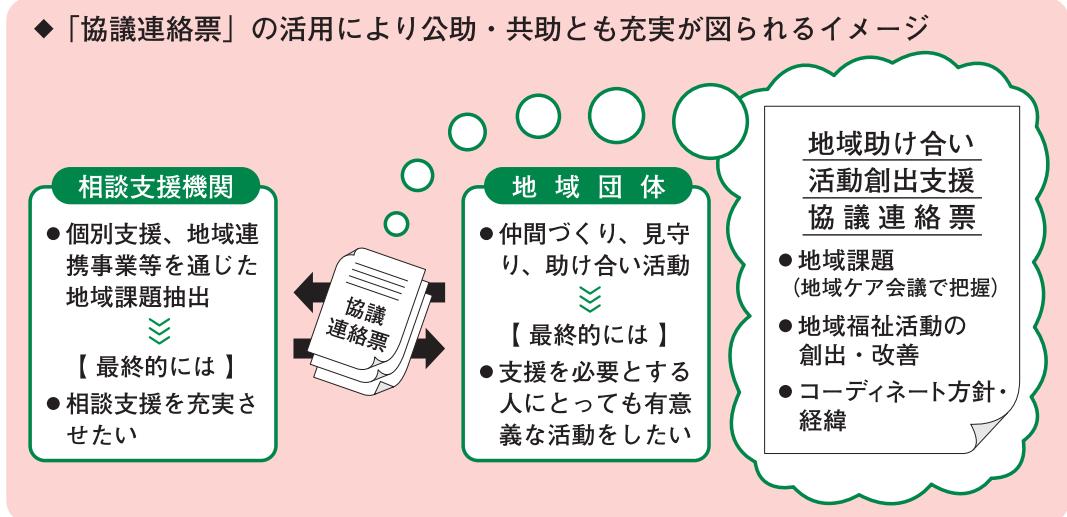
- 支援を必要とする人に対する個別支援等を通じて把握された地域課題等が、地域の支え合い活動等によって解決がなされるよう、福祉サービス等の公的な相談支援に携わる者と地域福祉活動に携わる者との協働の推進を図るしくみを新たな施策として実施します。

◆ 共助と公助の協働の領域イメージ



- 公的相談支援機関と地域福祉活動関係者間において、「協議連絡票」の活用により情報共有・協働の推進が図られるようコーディネートします。

◆ 「協議連絡票」の活用により公助・共助とも充実が図られるイメージ



成 果 指 標

指 標	計画策定年度 (H26)	計画終了年度 (H31)
① 地区内の半数以上の単位自治会で個別的な見守りを実施している地区数	6 地区	30 地区
② (地域ごとの) 地区地域福祉活動計画の策定地区数	——	30 地区
③ 「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」の使用実績がある地区数	——	30 地区

岐阜市地域福祉推進計画【概要版】

発行日 / 平成 27 年 3 月

発 行 / 岐阜市・岐阜市社会福祉協議会

編 集 / 岐阜市 福祉部 福祉政策課

電話 058-265-3891 (直通)

岐阜市社会福祉協議会 地域福祉推進 G

電話 058-255-5511